

平塚市監査委員	市川	喜久江
同	井澤	郁人
同	片倉	章博
同	金子	修一

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

次の監査対象部課（対象団体）における令和3年度の出資に係る出納その他の事務

- (1) 企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）

#### 2 監査の実施期間

令和4年8月12日から令和4年9月26日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

監査対象部課に対し監査対象団体への出資に関する調書の提出を求め、出資の状況及び市の関与等について調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、監査対象団体に対し財務諸表、総勘定元帳等の提出を求め、出資目的に沿った事業が行われたか、事業報告書・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事業報告書及び決算書
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
  - 契約事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他の事務

#### 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

- (1) 企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）
- ア 事業は出資の目的に沿って行われていると認められた。
  - イ 事業報告書、決算諸表に記載された数値は正確であると認められた。
  - ウ その他

○ 要望事項

収益事業における駐輪場や駐車場の管理運営について、近年、他自治体等においては様々な手法を活用することにより、市民にとって利便性の高いまちづくりの実現を目指す事例が見られる。この点について、本市では公益財団法人平塚市まちづくり財団が市の事業を補完し、市と共同で、あるいは市に代わってまちづくりを進めてきたことは十分に理解するところである。今後も、変わりゆく社会情勢を踏まえ、駐輪場や駐車場等の有効利用について、財団としてのノウハウを活用した政策的な提言を実行するなど、市の関係課とより一層連携して魅力的なまちづくりを実現していくことを要望する。

また、市所管課には今後も指導的な役割を期待するとともに、先進事例の研究等により必要な見直しがあれば、あわせて進められたい。

以 上